

し尿等受入施設緑泉園

更新工事

公募型プロポーザル実施要領書

令和7年11月

京田辺市

# 目 次

1	目的	1
2	公募型プロポーザル実施要領書の定義	1
3	本工事の概要	1
3.1	工事の概要	1
3.2	建設場所	1
3.3	施設の概要	1
3.4	発注方式	2
3.5	工事の範囲	2
3.6	契約期間	3
4	事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項	4
4.1	募集及び選定方法	4
4.2	募集及び選定のスケジュール	4
4.3	募集手続き等	5
4.4	プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件	8
4.5	優先交渉権者等の選定	11
4.6	提示条件	12
5	失格条件	14
6	その他の本工事の実施に必要な事項	14
6.1	情報の公開	14
6.2	担当部局	14

## 【別添資料】

- 別添資料 1 発注仕様書
- 別添資料 2 優先交渉権者決定基準書
- 別添資料 3 提案様式集
- 別添資料 4 発注仕様書添付図面
- 別添資料 5 地質調査報告書
- 別添資料 6 月別搬入量及び放流量実績
- 別添資料 7 日別搬入量及び放流量実績（令和 5 年度～令和 6 年度）
- 別添資料 8 日別電気使用量実績（令和 5 年度～令和 6 年度）
- 別添資料 9 既存井戸の地下水分析結果
- 別添資料 10 アスベスト・ダイオキシン類・重金属類の分析試料採取位置図
- 別添資料 11 浸水想定図

## 1 目的

し尿等受入施設緑泉園更新工事（以下「本工事」という。）について、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、価格のみでなく技術的に最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するものである。

## 2 公募型プロポーザル実施要領書の定義

この公募型プロポーザル実施要領書は、本工事を実施するにあたり、公募型プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）を対象に配付するものであり、プロポーザルに参加することを希望する者（以下「プロポーザル参加希望者」という。）が、プロポーザル条件を遵守しプロポーザル手続きを行うために定めるものである。

なお、公募型プロポーザル実施要領書とあわせて公表する別添資料1「発注仕様書」、別添資料2「優先交渉権者決定基準書」、別添資料3「提案様式集」及び別添資料4～11「発注仕様書添付図面等」は、本書と一体のもの（以下「公募型プロポーザル実施要領書等」という。）である。

## 3 本工事の概要

### 3.1 工事の概要

本市が運営・管理している本施設は、昭和53年3月に竣工後、平成7年4月に放流先を下水道放流に変更、さらに平成22年4月から前処理・希釈放流方式（下水道放流）への改造を経て、供用開始後40年あまりを経過しており、これまで経年劣化等の不具合が認められた設備機器については、適宜、補修整備を行ってきたものの施設全体の老朽化が顕在化している状況にある。

本施設は、本市のし尿及び浄化槽汚泥等（以下「し尿等」という。）の処理を担う重要な施設であり、今後とも搬入されたし尿等を適正かつ安定的に処理していくためには、施設の更新に向けた検討が急務となっている。

このような状況の中、本市では、令和6年度に本施設の更新に係る基本計画・基本設計を策定し、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用した施設として整備することを計画している。このため、公共下水道関連の基準に準拠して施設の設計を行うこととする。

### 3.2 建設場所

京都府京田辺市草内地内（都市計画区域内、工業地域）

### 3.3 施設の概要

- ・施設名称：し尿等受入施設緑泉園
- ・敷地面積：5,683m<sup>2</sup>
- ・施設規模：7kL/日（し尿3.7kL/日、浄化槽汚泥2.3kL/日、農業集落排水施設汚泥1.0kL/日）
- ・処理方式：下水道放流方式（前処理+希釈方式）

### 3.4 発注方式

本工事の発注方式は、本市が計画した本工事に対して、施設配置計画・動線計画等の特定要求事項（特定テーマ）に関する技術提案を受け、事業者が施設の実施設計、建設工事を一括して行う「設計・施工一括発注方式（性能発注方式）」とする。

### 3.5 工事の範囲

工事範囲は以下のとおりとする。

#### （1）本体工事

##### ① 機械工事

- ア 受入・前処理設備工事
- イ 希釀放流設備工事
- ウ 取排水設備工事
- エ 脱臭設備工事

##### ② 配管工事

- ア し尿系統配管工事
- イ 汚水系統配管工事
- ウ 汚泥系統配管工事
- エ 放流水系統配管工事
- オ 取排水系統配管工事
- カ 空気系統配管工事
- キ 臭気系統配管工事
- ク その他配管工事

##### ③ 電気工事

##### ④ 計装工事

##### ⑤ 土木・建築工事

- ア 受入・前処理設備工事
- イ 希釀放流設備工事
- ウ 取排水設備工事
- エ 脱臭設備工事
- オ 処理棟設備工事
- カ 解体・撤去工事

#### （2）付帯工事

##### ① 外構工事

- ア 土地造成工事（必要に応じて）
- イ 場内整備工事
- ウ その他工事

##### ② 仮設工事（必要に応じて）

### (3) その他

- ① 試運転及び運転指導
- ② 説明用調度品及び説明用パンフレット
- ③ 予備品、工具及び建物内備品
- ④ 官公庁への申請手続きに係わる費用
- ⑤ 測量・地質調査（実施設計図書の作成のために必要となるもの）

### (4) 工事範囲外

- ① 発注仕様書外の建物内備品

## 3. 6 契約期間

本工事の契約期間は、契約締結日の翌日から令和 11 年 12 月 28 日（予定）までとする。

## 4 事業者の募集及び優先交渉権者選定に関する事項

### 4. 1 募集及び選定方法

募集及び選定にあたっては、公平性、競争性及び透明性の確保に配慮したうえで、本工事に係る対価及び技術提案書の提案内容等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

### 4. 2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね表 1 のとおりとする。

表 1 募集及び選定のスケジュール

日 程	内 容
令和7年11月4日(火)	プロポーザル公告、公募型プロポーザル実施要領書等の公表
令和7年11月5日(水)～11月18日(火)まで	資料の閲覧・貸与申込及び現地調査の受付
令和7年11月10日(月)～12月10日(水)まで	資料の閲覧・貸与
令和7年11月17日(月)～11月19日(水)まで	現地調査
第1回：令和7年11月17日(月)～11月21日(金)まで 第2回：令和7年12月8日(月)～12月12日(金)まで	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付
第1回：令和7年11月28日(金)頃 第2回：令和7年12月19日(金)頃	公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表
令和7年12月4日(木)～12月10日(水)まで	プロポーザル参加表明等の受付(第一次審査)
令和7年12月24日(水)頃	プロポーザル参加資格審査結果の通知
令和7年12月25日(木)～令和8年1月15日(木)まで	技術提案書の受付(第二次審査)
令和8年2月下旬	提案者ヒアリング、第二次審査(技術審査)
令和8年3月初旬	第二次審査(技術提案)結果の通知
令和8年3月下旬	審査講評の公表
令和8年4月以降(社会資本整備総合交付金決定後)	契約締結

#### 4. 3 募集手続き等

##### (1) 資料の閲覧・貸与及び現地調査

本市は、本工事に関する別添資料4～11「発注仕様書添付図面等」について、プロポーザル参加希望者に対して閲覧・貸与を行うとともに、現地調査を許可する。なお、参考資料の閲覧・貸与及び現地調査を希望できる者は、プロポーザル公告時点において公募型プロポーザル実施要領書「4. 4 (2) 及び (3)」の要件すべてを満たしている事業者に限る。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「参考資料閲覧・貸与申請書（様式1－1）」及び「現地調査申請書（様式1－2）」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。

なお、メールタイトルは「参考資料閲覧・貸与等」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

電子メール：seisou@city.kyotanabe.lg.jp

○提出期限：令和7年11月18日（火）午後5時必着のこと

○資料貸与方法：申請を行った事業者は、本市が別途指定する日時に、上記提出先窓口にて資料閲覧又は貸与資料の受取を行うこと。

○資料貸与期間：本市から当該資料の貸与を受けた日から令和7年12月10日（水）までとする。貸与資料は事業者が上記提出先まで持参にて返却を行うこと。

○現地調査：現地調査は、令和7年11月17日（月）～11月19日（水）に行う予定とするが、事業者が行う日時は別途本市が指定する。また、調査中は担当者の指示に従い、質問は一切受け付けない。

##### (2) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問の受付

公募型プロポーザル実施要領書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問書（様式1－3）」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「公募型プロポーザル実施要領書等に対する質問」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

電子メール：seisou@city.kyotanabe.lg.jp

○提出期間：第1回：令和7年11月17日（月）～11月21日（金）（11月21日（金）午後5時必着のこと）

第2回：令和7年12月8日（月）～12月12日（金）（12月12日（金）午後5時必着のこと）

なお、質問の提出を行った事業者に対してヒアリングを行うこともある。

### (3) 公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問への回答の公表

公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回：令和7年11月28日（金）及び第2回：令和7年12月19日（金）を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

### (4) プロポーザル参加表明書等の受付（第一次審査）及び参加資格審査結果の通知

プロポーザル参加希望者は、本事業に関するプロポーザル参加表明書及びプロポーザル参加資格審査に必要な書類を提出すること。

なお、提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第一次審査（プロポーザル参加資格審査）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「し尿等受入施設緑泉園更新工事に係る第一次審査書類在中」と朱書きして持参すること（郵送不可）。

\*事前に提出日時を連絡すること。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷58

○提出期間：令和7年12月4日（木）～12月10日（水）までの午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）までとする。ただし土曜日及び日曜日を除く。

プロポーザル参加資格審査の結果は、すべてのプロポーザル参加希望者に、書面により令和7年12月24日（水）を目途に通知する。なお、プロポーザル参加資格審査を通過しなかったプロポーザル参加希望者は、本市に対してその理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

○提出方法：書面により説明要求書（任意様式）を提出すること。また封筒の表に「し尿等受入施設緑泉園更新工事に係る説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷58

○提出期間：令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木）までの午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）までとする。ただし土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）を除く。なお、郵送する場合は、令和8年1月15日（木）午後5時必着のこと。

## (5) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格確認書を送付されたプロポーザル参加者が、プロポーザルを辞退する場合は、別添資料3「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-9）」を次のとおり提出すること。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」の「プロポーザル辞退書（様式2-9）」に、必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「し尿等受入施設 緑泉園更新工事に係るプロポーザル辞退書在中」と朱書きして持参又は郵送（配達証明付）すること。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷58

○提出期間：令和7年12月25日（木）～契約締結日前日までの午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）までとする。ただし土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）を除く。  
なお、郵送する場合は、契約締結日前日午後5時必着のこと。

## (6) 技術提案書の受付（第二次審査）

プロポーザル参加資格審査通過者に対し、公募型プロポーザル実施要領書等に基づき本工事に関する計画内容を記載した技術提案書及び見積書の提出を求める。

なお、技術提案書の提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。  
提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし本市から指示があった場合は除く。

○提出方法：別添資料3「提案様式集」に従って、「第二次審査（技術提案書）に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「し尿等受入施設 緑泉園更新工事に係る第二次審査（技術提案書類）在中」と朱書きして持参すること（郵送不可）。

\*事前に提出日時を連絡すること。

○提出先：京田辺市経済環境部清掃衛生課

〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷58

○提出期間：令和7年12月25日（木）～令和8年1月15日（木）までの午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）までとする。ただし土曜日、日曜日、祝日及び令和7年12月29日（月）～令和8年1月2日（金）を除く。

○技術提案書：技術提案書として提出する書類は以下のとおりである。

[一般要求事項]（様式任意）

ア 施設概要説明書（施設概要説明、準拠する規格又は法令、運営管理条件、労働安全衛生対策、公害防止対策、主要機器の耐用年数、保守点検・緊急連絡体制、使用機器メカニカルリスト）

イ 設計仕様書

ウ 設計計算書（設計計算書、水量収支、設備容量計算書）

エ 図面類（全体配置図、動線計画図、フローシート、水位高低図、各階平面図・立面図・

仕上表、機器配置図、土木建築一般図、単線結線図、計装系統図、電気設備図、完成予想図)

[特定要求事項] (提案様式集に従う)

- ア 施設計画に関する事項 (様式 3-3 ~ 3-5)
- イ プラントの信頼性及び保全性に関する事項 (様式 3-6 ~ 3-7)
- ウ 長寿命化・強靭化に関する事項 (様式 3-8 ~ 3-10)
- エ 環境への配慮に関する事項 (様式 3-11 ~ 3-13)
- オ 地域貢献に関する事項 (様式 3-14)
- カ 維持管理計画に関する事項 (様式 3-15 ~ 3-17)

#### (7) 提案者ヒアリング

技術提案書を提出した事業者に対して、提出された提案書の内容に関するヒアリングを実施する。ヒアリングは特別な理由なく応じられない場合は、プロポーザル参加資格を取り消すものとする。

実施日は令和 8 年 2 月下旬とし、時間・場所については、別途本市が指定する。

### 4.4 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) プロポーザル参加事業者の構成

プロポーザル参加者は、次に掲げる条件を満たす単独の企業もしくは、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

なお、本工事における共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。

#### (2) プロポーザル参加事業者の参加資格要件

プロポーザル参加者は、参加表明書の提出期限日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

##### 1) 共通事項

- ① 京田辺市に令和 6・7 年度の建設工事入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- ③ 参加表明書の提出期限日から受託候補事業者の特定日までの期間に京田辺市競争入札に係る参加資格の停止等に関する措置要領（令和 6 年 3 月 12 日告示第 37 号）による指名停止を受けている者でないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てを行っている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てを行って

いる者でないこと及びその開始が決定されている者ものでないこと。

- ⑦ 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに京都府の府税及び本市において法人市民税等を滞納していない者でないこと。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別精算開始の申立てがされている者でないこと。
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過していない者でないこと。
- ⑪ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けている者でないこと。
- ⑫ 京田辺市暴力団排除条例（平成 25 年 12 月 27 日条例第 20 号）に規定する暴力団等でないこと。
- ⑬ 本市が本工事に関する検討を委託している緑泉園施設更新に係る基本計画等業務委託に関与した者でないこと。また、これらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者でないこと。

## 2) 単独企業における要件

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく、「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ④ 申請書において、入札参加を希望する建設業の種類に「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」を選択していること。
- ⑤ 「清掃施設工事」又は「機械器具設置工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）が、900 点以上であること（プロポーザル参加表明書の提出日に有効期限内であること）。
- ⑥ 平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間において、元請けとしての公共機関が発注した同種工事（新設のし尿処理施設又はし尿下水道放流施設（放流前の前処理施設を備え、し尿等を受入れ、下水道に放流するための施設））の竣工実績を有すること。（共同企業体としての竣工実績は、代表企業として参加した場合に限る。）
- ⑦ 建設業法第 26 条に規定する監理技術者（建設工事の種類が清掃施設工事業又は機械器具設置工事業）を本工事に専任配置できること。（実施設計・機器製作期間と現場施工期間で監理技術者の分離は可能とし、実施設計・機器製作期間の監理技術者は非専任も可とする。）なお、配置する監理技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

### 3) 共同企業体における要件

- ① 共同事業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であり、かつ構成員の出資比率は、均等割の 10 分の 6 を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。
- ② 共同企業体の代表者は、公募型プロポーザル実施要領書「4. 4 (2) 2)」の要件を全て満たすこと。
- ③ 共同企業体の構成員（代表企業は除く）は、次の条件を全て満たす者であること。
  - ア 京田辺市建設工事競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録され、京田辺市建設工事条件付一般競争入札における参加資格である総合評点の算定実施要領に基づいて算定された総合評点の通知を受けている者であること。
  - イ 建築工事業での特定建設業の許可を有し、総合評点が 750 点以上の者であること。
  - ウ 建設業法第 26 条に規定する主任（監理）技術者（建築一式工事）を当該工事に専任配置できること。なお、配置する主任（監理）技術者については、プロポーザル参加表明書の受付日から起算して過去 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

### （3） 参加表明書の受付日以降の取扱い

プロポーザル参加資格を有すると認められたプロポーザル参加者が、参加表明書の受付日以降にプロポーザル参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ① 参加表明書の受付日から優先交渉権者決定日までの間に、プロポーザル参加者の構成企業にプロポーザル参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該プロポーザル参加者は原則として失格とする。
- ② 優先交渉権者決定日の翌日から契約の締結までの間に、優先交渉権者がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、本市は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

### （4） 提出書類の取扱い、著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

#### ① 著作権

本工事に関する提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本工事の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、本市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本工事の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

#### ② 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。ただし、本市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、プロポーザル参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかつた場合には、本市が費用を負担する。

#### (5) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、プロポーザル参加に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

#### (6) プロポーザル参加者の複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、1つの提案しか行うことができない。

#### (7) 使用言語、単位及び時刻

プロポーザル参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (8) その他

審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

### 4.5 優先交渉権者等の選定

#### (1) 優先交渉権者等の選定方法

優先交渉権者及び次点優先交渉権者候補<sup>注)</sup>（以下「優先交渉権者等」という。）の選定方法は、各プロポーザル参加者からの本工事の実施に係る対価（以下「見積価格」という。）のほか、技術提案書の提案内容等について総合的に評価する公募型プロポーザル方式を採用する。

なお、プロポーザル参加者が1者の場合であっても、技術評価点（満点：70点）が60%以上と評価される場合については、公募型プロポーザルは成立するものとする。

注)次点落札候補者：公募型プロポーザル方式において、優先交渉権者となったプロポーザル参加者の次に総合評価結果が高かった者。

#### (2) 契約候補事業者選定委員会の設置

本市は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保したうえで、幅広い専門的見地からの意見を参考するために、外部有識者等により構成されるし尿等受入施設緑泉園更新工事に係る契約候補事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。選定委員会は、次の4名で構成される。

委員長 赤尾 聰史（同志社大学理工学部教授）

副委員長 奥田 哲士（龍谷大学先端理工学部教授）

委 員 岸田 二彦（一般財団法人京都技術サポートセンター常務理事）

委 員 辻村 徳夫（京田辺市副市長）

なお、優先交渉権者の決定までの間に、プロポーザルに関して、プロポーザル参加者やそれと同一と判断される団体等が選定委員会委員に面談を求めたり、プロポーザル参加者のPR書類等を提出することにより、自己を有利に、又は他のプロポーザル参加者を不利にするように働きかけを行った場合は失格とする。選定委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問い合わせには応じない。

### (3) 審査の内容

#### 1) 審査の内容

選定査査委員会において、優先交渉権者決定基準書に基づき、見積価格及び技術提案書を総合的に評価し、優先交渉権者等候補として選定する。

#### 2) 審査事項

審査項目は、別添資料2「優先交渉権者決定基準書」を参照すること。

#### 3) 優先交渉権者等の決定

本市は、選定査査委員会による優先交渉権者等候補の選定の答申を踏まえ、優先交渉権者等を決定する。

#### 4) 審査結果及び評価公表

##### ① 優先交渉権者等の公表

本市が優先交渉権者等を決定した場合は、全てのプロポーザル参加者に対して当該プロポーザル参加者の合否について通知するとともに、「審査講評」、「プロポーザル参加者」、「優先交渉権者等」等をホームページにおいて公表する。

##### ② 審査結果の無効

プロポーザル参加資格確認申請書、その他の提出書類に虚偽の記載をした者が優先交渉権者等となった場合には、その審査結果は無効とする。

##### ③ 審査講評の公表

本市は、優先交渉権者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

##### ④ 事務局

選定査査委員会の事務局は、次のとおりとする。

- ・京田辺市経済環境部清掃衛生課

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本工事には応募できないものとする。

- ・株式会社 ウエスコ

## 4.6 提示条件

### (1) 見積限度額

2,405,970,000円（消費税及び地方消費税抜き）

### (2) 請負契約の締結等

#### 1) 予想されるリスクと責任

施設の設計及び建設に係る責任は、工事請負者が負うものとし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、本市と工事請負者が協議の上、決定する。

なお、責任分担の具体的な内容については、工事請負契約で定める。

#### 2) 請負契約の締結

本市は、優先交渉権者とプロポーザル公告時に公表する公募型プロポーザル実施要領書等に基づき請負契約に関する協議を行い、令和8年4月以降に京田辺市公営企業管理者と契約を締結することを予定している。また、本プロポーザルは、令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる工事である。したがって、本工事における予算が成立しなかった場合は、請負契約は締結しないものとする。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切補償しない。

#### ① 契約手続

優先交渉権者と業務の詳細内容の協議を行い、協議が成立した場合には当該優先交渉権者と覚書を締結する。

ただし、契約締結までの間において、優先交渉権者が「5失格条件」に該当した場合、又は協議が整わない場合や事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合は、次点者を優先交渉権者に繰り上げるものとする。

その場合、公募型プロポーザル実施要領書等における「優先交渉権者」に対する各規定は全て「次点優先交渉権者候補者」に読み替えて、各規定を適用する。

#### ② 契約の締結にあたっては、京田辺市暴力団排除条例（平成25年12月27日条例第20号）を遵守し、暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

#### ③ 契約保証金

契約の締結にあたっては、契約金額の10分の1以上の額の契約の保証を必要とする。ただし、京田辺市契約規則（平成16年3月30日規則第8号）第45条に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除とする。

### 3) 設計・施工業務に係る対価

建設工事請負契約による。各会計年度における設計、施工業務に係る対価の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。

### 4) 物価変動等による改定

設計・施工業務に係る対価は建設工事請負契約書による。ただし、本市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

### 5) プロポーザル参加に伴う費用負担

プロポーザル参加者のプロポーザル参加にかかる費用については、全てプロポーザル参加者の負担とする。

## 5 失格条件

参加事業者が、契約を締結するまでの間に、次に掲げる事由に該当した場合は、参加資格及び優先交渉権者の決定を取り消す。

- ① 参加資格等に瑕疵が認められたとき又は参加資格要件を満たしていないとき
- ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
- ③ 提出書類が提出期限までに提出されないとき
- ④ 「4.4 プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件」に該当しなくなったとき
- ⑤ 談合その他の不正あるいは公平性を欠く行為があったとき
- ⑥ 見積書と見積内訳書総額が合致しないとき（見積内訳書に値引きの記載は認めない）
- ⑦ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき又はこれを訂正して押印のない提出書類により参加申込をしたとき
- ⑧ 見積書や見積内訳書に不備があるとき又は訂正が必要なとき
- ⑨ 見積限度額を超える金額で見積書を提出したとき

## 6 その他の本工事の実施に必要な事項

### 6.1 情報の公開

今後の公表資料等については、基本的に本市ホームページにおいて行うものとする。

### 6.2 担当部局

本プロポーザルの事務局下記のとおりとする。

〒610-0331 京都府京田辺市田辺ボケ谷 58

京田辺市経済環境部清掃衛生課

担当：飯島、高橋

TEL(0774)68-1288、FAX(0774)68-1299

電子メール：seisou@city.kyotanabe.lg.jp